



発行 新潟県

第49号

令和3年6月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 800 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 801 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 802 保安林の指定(治山課)
- 803 保安林の指定(治山課)
- 804 保安林の指定(治山課)
- 805 公共測量の終了通知(監理課)
- 806 公共測量の実施通知(監理課)
- 807 公共測量の実施通知(監理課)
- 808 公共測量の実施通知(監理課)
- 809 基本測量の実施通知(監理課)
- 810 基本測量の実施通知(監理課)
- 811 道路の区域変更(道路管理課)
- 812 道路の供用開始(道路管理課)
- 813 道路の区域変更(道路管理課)
- 814 道路の供用開始(道路管理課)
- 815 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(ICT推進課)
- 家畜人工授精に関する講習会の開催(畜産課)
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施(畜産課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

選挙管理委員会告示

- 36 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 37 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 38 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
- 39 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨(選挙管理委員会)
- 40 政治資金規正法による資金管理団体の届出(選挙管理委員会)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 6 水産動植物の採捕禁止(新潟海区漁業調整委員会)
- 7 水産動植物の採捕禁止(新潟海区漁業調整委員会)

告 示

◎新潟県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護 重度訪問介護	ホームヘルプ春日和小千谷	小千谷市千谷川1丁目11番9号VITA千谷川A103号室	株式会社ワールドステイ	令和3年6月1日
共生型生活介護	かがやきこども園	阿賀野市寺社甲3848番地212	社会福祉法人かがやき福祉会	令和3年6月1日
就労定着支援	ワークライフ・ポニーズ	上越市大字大日34番地5	社会福祉法人上越妙高福祉会	令和3年6月1日

◎新潟県告示第801号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスにこふるポップ	新発田市東新町4丁目5番5号	合同会社 Nico.top	令和3年6月1日

◎新潟県告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字櫻山825から830まで、830の子、831、832、832の子、833から835まで、836の1、836の3、838、840、841、842の1、842の2、843の2、844の1、845から847まで、850から855まで、856の1から856の7まで、857、858の1、858の2、859から863まで、865、866の1、866の2、867から870まで、字中山872、873、874の1、874の2、875、876、877の1、877の2、877の子、877の丑、878から880まで、880の2、882、882の子、883から887まで、887の子、888から893まで、928、929、931

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字十六山747、749から752まで、752の1から752の3まで、753の甲、753の乙、754から756まで、756の子、757、758、759の1、759の2、760、760の子、761の子、762、763、763の1から763の3まで、764、765の1、766から770まで、771の1、771の2、772、773、775、776、776の1、776の卯、777の1、777の2、778から781まで、782の1、782の2、785から788まで、788の子、788の丑、789から799まで、800の1、800の2、800の子、801から804まで、804の子、805から808まで、808の子、809、810、810の1、811、813、813の1、813の2、814から817まで、817の子、818、819、819の1、821の1から821の6まで、821の丑から821の卯まで、821の巳、821の午、823、824

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字内山423から428まで、428の1、428の2、429から433まで、433の子、433の丑、434から436まで、436の1、437から443まで、443の子、445、446の1から446の3まで、446の子、446の丑、447、448、448の子、448の丑、449、449の子、449の丑、452の1、461の2、469、字大林710の甲、711、711の1、711の2、714、718、722、723、727、728、728の子、728の丑、729、730、731の1、731の2、732の1から732の3まで、733から736まで、737の2、738から745まで、746の1から746の8まで、字徳道1038の甲、1038の乙、1040から1042まで、1042の子・1043合併、1044、1045

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第805号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 作業種類 公共測量（ほ場整備〔農地環境整備事業 大和川地区 確定測量〕）

2 作業期間 令和2年12月25日から令和3年5月28日まで

3 作業地域 糸魚川市大和川ほか 地内

◎新潟県告示第806号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量、3級水準測量、4級基準点測量、路線測量)
- 2 作業期間 令和3年6月9日から令和3年10月25日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線
自)新潟県東蒲原郡阿賀町九島
至)新潟県東蒲原郡阿賀町津川

◎新潟県告示第807号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(ほ場整備 農地環境整備事業 千本坂地区[高倉換地区]確定測量)
- 2 作業期間 令和3年6月11日から令和3年9月16日まで
- 3 作業地域 糸魚川市高倉ほか 地内

◎新潟県告示第808号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
- 2 作業期間 令和3年6月21日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第809号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量(河川事業に伴う水準測量)
- 2 作業期間 令和3年7月14日から令和3年10月1日まで
- 3 作業地域 新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第810号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 2 作業期間 令和3年7月1日から令和3年12月10日まで
- 3 作業地域 南魚沼市、上越市、柏崎市、小千谷市、魚沼市、長岡市、三島郡出雲崎町、三条市

◎新潟県告示第811号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市真更川字竹尻92番6から	新	10.1～29.8メートル	130.9メートル
同市真更川字スクノ沢99番1まで	旧	10.1～29.8メートル	130.9メートル

◎新潟県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市真更川字竹尻92番6から同市真更川字スクノ沢99番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月25日

◎新潟県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市真更川字石ノ平105番1から	新	6.2～12.4メートル	92.1メートル
同市真更川字石ノ平117番3まで	旧	6.2～8.6メートル	92.1メートル

◎新潟県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市真更川字石ノ平105番1から同市真更川字石ノ平117番3まで

3 供用開始の期日 令和3年6月25日

◎新潟県告示第815号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
 令和3年6月25日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和3年6月16日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
魚沼市堀之内字品袋75番16	4.50	31.01

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県資産管理用サーバ機器及びソフトウェア等一式の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局ICT推進課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年4月28日（水）
- 6 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 7 落札価格
80,505,810円
- 8 入札公告日
令和3年3月19日（金）
- 9 落札方式
最低価格

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 期間
令和3年8月23日（月）から9月15日（水）まで

- 2 場所
新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校
- 3 対象となる家畜の種類
牛
- 4 受講手続
新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月27日（火）まで（必着）に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。
- 5 受講募集人数
10人程度（受講希望者が募集人員を超過した場合は選考により受講者を決定する。）
- 6 受講資格
家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者。
- 7 受講経費
テキスト等教材費 20,000円程度
- 8 問合せ先
新潟県農林水産部 畜産課 025-280-5308
新潟県中央家畜保健衛生所 0256-88-3141
新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所 0259-63-2676
新潟県下越家畜保健衛生所 0254-22-3067
新潟県中越家畜保健衛生所 025-794-2121
新潟県上越家畜保健衛生所 025-526-9441

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和3年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 期間
令和3年9月16日（木）及び17日（金）
- 2 場所
新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、万能材料試験機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
万能材料試験機 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和4年2月24日（木）
 - (4) 納入場所
新潟県工業技術総合研究所 試験棟1402室
新潟県新潟市中央区鑑西1-11-1
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和3年8月5日(木) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和3年8月6日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和3年7月6日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和3年7月27日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Universal Testing Machine [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Tue.) July 27, 2021

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. (Fri.) August 6, 2021

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

解析業務用端末賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年5月25日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社日青堂

新潟県新潟市東区卸新町2丁目848番地11

7 落札価格

16,052,400円

8 入札公告日

令和3年4月6日

9 落札方式

最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年6月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(4) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
NHKから国民を守る党	大桃聰	大桃聰	新潟県魚沼市七日市655番地3	R3.05.24
加藤 なおと 後援会	加藤尚登	八木義信	新潟県長岡市桂町155	R3.05.14
上越の未来創造実践研究所	野澤朗	内山米六	新潟県上越市新光町1丁目8番8号	R3.05.26
税理士による国定勇人後援会	五十嵐義則	齋藤嘉一	新潟県三条市東新保10番40-3号	R3.05.11
横山正樹後援会	横山正樹	横山和俊	新潟県魚沼市須原902番地・904番地2	R3.05.13

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和島支部	中村義久	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市小島谷2990-2 (株)高橋土木内	新潟県長岡市下富岡1679	R3.05.01
		代表者の氏名	中村義久	柄澤正三	R3.05.01
自由民主党名立支部	塚田隆敏	会計責任者の氏名	山本益人	歌川潔	R3.04.01
自由民主党妙高支部	横尾幸秀	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市朝日町1-7-23	新潟県妙高市広島2-10-15	R3.05.24
		代表者の氏名	横尾幸秀	作林一郎	R3.05.24
自由民主党味方支部	諸原一郎	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区吉江381-6	新潟県新潟市南区西白根1759	R3.04.25
		代表者の氏名	諸原一郎	伊藤武夫	R3.04.25
		会計責任者の氏名	清水昭	山際修	R3.04.25
自由民主党分水支部	齋藤信行	主たる事務所の所在地	新潟県燕市泉新680	新潟県燕市横田12385-1	R3.04.23
		代表者の氏名	齋藤信行	丸山吉朗	R3.04.23

会計責任者の氏名 平出伸 川崎吉洋 R3.04.23

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
高鳥修一後援会	高橋信雄	代表者の氏名	高橋信雄	服部伸	R3.04.03
日本第一党新潟県本部	菅原将也	主たる事務所の所在地	新潟県上越市上昭和町1番3号	新潟県柏崎市松波2丁目3番51-102号	R3.05.27
		代表者の氏名	菅原将也	吉田貴典	R3.05.27

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月25日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
加藤なおと後援会	加藤尚登	R2.12.31
三浦基裕後援会	三浦基裕	R3.03.28
山本みゆき後援会	山本美幸	R2.12.31
渡辺重雄後援会	田中勉	R3.04.30

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月25日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

令和元年分 (単位 円)

[資金管理団体]

加藤なおと後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 加藤 尚登

資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 03.05.14

1 収入総額	147,280
前年繰越額	147,280
2 支出総額	0

山本みゆき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	山本 美幸	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員	
報告年月日	03.05.26	
1 収入総額	972,890	
前年繰越額	42,890	
本年收入額	930,000	
2 支出総額	938,569	
3 本年收入の内訳		
寄附	930,000	
個人分	930,000	
4 支出の内訳		
経常経費	374,733	
人件費	120,000	
光熱水費	26,835	
備品・消耗品費	33,411	
事務所費	194,487	
政治活動費	563,836	
組織活動費	19,641	
機関紙誌の発行その他の事業費	544,195	
宣伝事業費	544,195	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
山本美幸	930,000	新潟市江南区

[その他の団体]

佐藤栄作後援会
報告年月日 03.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

馬場てつじ後援会
報告年月日 03.05.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和2年分
〔資金管理団体〕

加藤なおと後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 03.05.14(02.12.31解散)

加藤 尚登
市議会議員

1 収入総額	147,280
前年繰越額	147,280
2 支出総額	0

山本みゆき後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 03.05.26(02.12.31解散)

山本 美幸
県議会議員

1 収入総額	34,321
前年繰越額	34,321
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年6月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

野澤朗	市長	上越の未来創造 実践研究所	新潟県上越市新光町1丁目8番8号	R3.05.25
-----	----	------------------	------------------	----------

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

令和3年6月25日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止海域

次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点チ 北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点

点ツ 北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点

点テ 北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点

点ト 北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点

※緯度、経度は世界測地系による表示

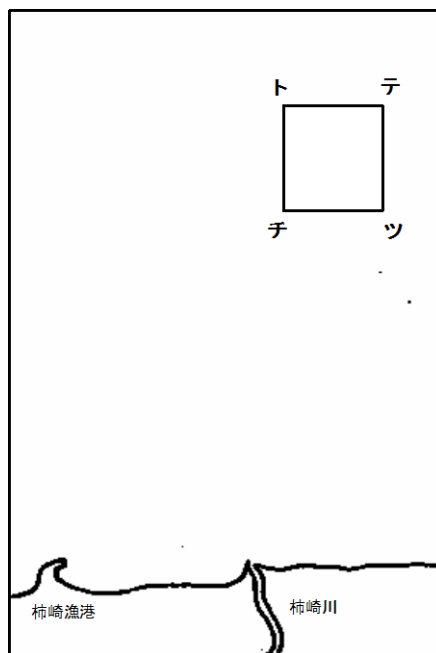
2 禁止期間

令和3年8月20日から令和3年11月30日まで

及び令和4年8月20日から令和4年11月30日まで

柿崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図



◎新潟海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

令和3年6月25日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止海域

- (1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
 - 点ア 北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点
 - 点イ 北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点
 - 点ウ 北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点
 - 点エ 北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点
- (2) 次に掲げるオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
 - 点オ 北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点
 - 点カ 北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点
 - 点キ 北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点
 - 点ク 北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点
- (3) 次に掲げるケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
 - 点ケ 北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点
 - 点コ 北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点
 - 点サ 北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点
 - 点シ 北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点
- (4) 次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
 - 点ス 北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点
 - 点セ 北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点
 - 点ソ 北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点
 - 点タ 北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点
- (5) 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
 - 点チ 北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点
 - 点ツ 北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点
 - 点テ 北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点

点ト 北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点

(6) 次に掲げるナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びびナの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ナ 北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点

点ニ 北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点

点ヌ 北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点

点ネ 北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点

点ノ 北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点

点ハ 北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点

点ヒ 北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点

(7) 次に掲げるフ、ヘ、ホ、マ及びびフの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点フ 北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点

点ヘ 北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点

点ホ 北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点

点マ 北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点

※緯度、経度は世界測地系による表示

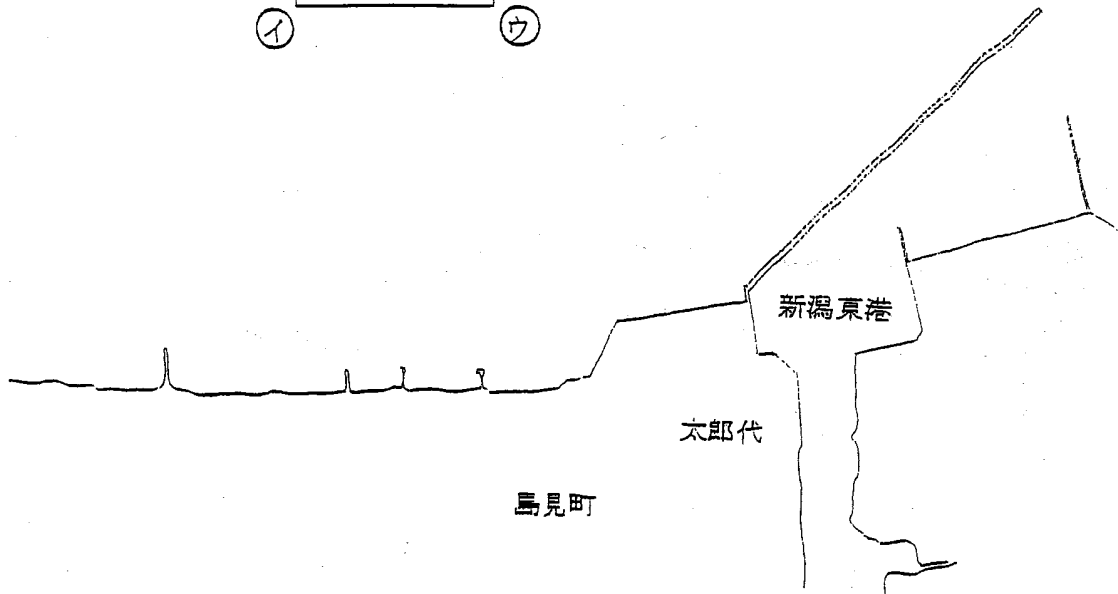
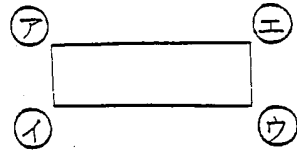
2 禁止期間

令和3年8月20日から令和3年11月30日まで

及び令和4年8月20日から令和4年11月30日まで

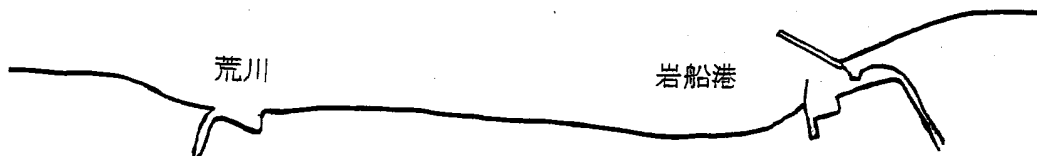
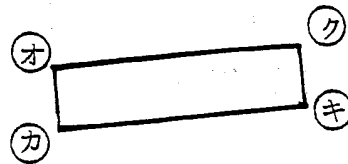
(1)

新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

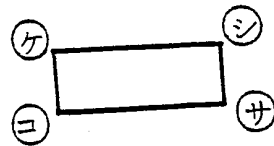


(2)

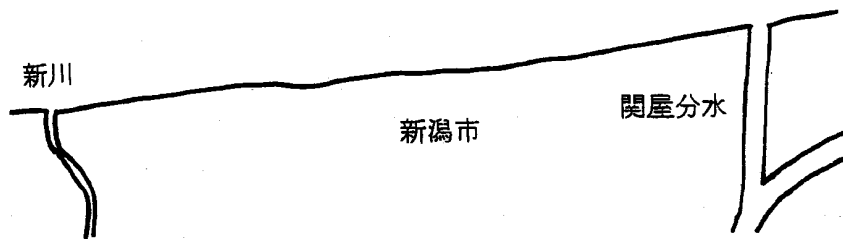
岩船地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



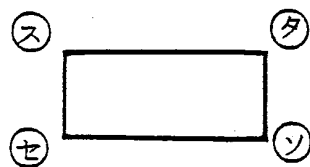
(3)



新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



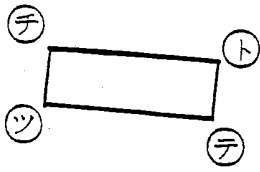
(4)



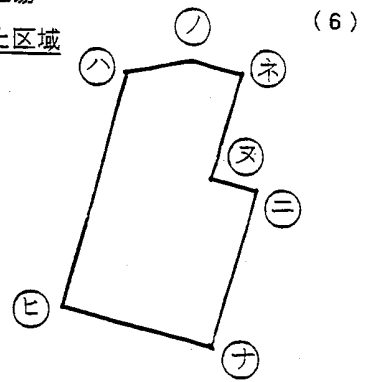
北蒲地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



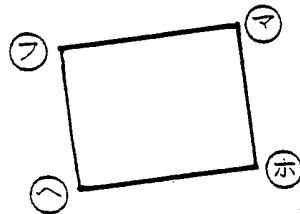
(5) 上海府地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



山北地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



(7)



粟島地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

